

## 0 1 . 6 3

## 地域団体商標登録出願に係る組合等であることを証明する書面について（商）

## 1. 主体要件の規定

地域団体商標登録出願に係る出願人の主体要件については、「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）」と規定されている。（商7条の2第1項柱書）

## 2. 組合等であることを証明する書面

出願人は、地域団体商標の主体要件を満たすことを証明する書面を提出しなければならない（商7条の2第4項）。組合等の類型により、証明する事項と提出すべき書面は以下のとおりである。

書面の提出がない場合には、手続の補正を命じる（商77条2項において準用する特17条3項2号）。

- (1) 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定め（以下「加入自由の定め」という。）のあるものに限る。）（以下「事業協同組合等」という。）

## ア. 法人格を有する組合であること

- ・登記事項証明書その他の公的機関が発行した書面（以下「登記事項証明書等」という。）

## イ. 加入自由の定めがあること

- ・設立根拠法の写し等<sup>注1</sup>

- (2) 商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人

出願人が商工会法により設立された商工会であること、商工会議所法により設立された商工会議所であること又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること

- ・登記事項証明書等

- (3) 事業協同組合等、商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人に相当する外国の法人

## ア. 事業協同組合等に相当する外国の法人

- a. 構成員の共同の利益の増進を目的とする旨の定めがあること

- ・ 設立根拠法の写し等<sup>注1注2</sup>
- b. 法人格を有すること
  - ・ 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例えば、法人証明書等）
- c. 加入自由の定めがあること
  - ・ 設立根拠法の写し等<sup>注1注3</sup>
- イ. 商工会又は商工会議所に相当する外国の法人
  - a. 商工業の改善発達を図ることを目的とする旨及び営利を目的としない旨の定めがあること
    - ・ 設立根拠法の写し等<sup>注1注2</sup>
  - b. 法人格を有すること
    - ・ 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例えば、法人証明書等）
  - c. 加入自由の定めがあること
    - ・ 設立根拠法の写し等<sup>注1注3</sup>
- ウ. 特定非営利活動法人に相当する外国の法人
  - a. 営利を目的としない旨及び不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定非営利活動促進法第2条別表各号に掲げる活動のいずれかに該当する活動を行う旨の定めがあること
    - ・ 設立根拠法の写し等<sup>注1注2</sup>
  - b. 法人格を有すること
    - ・ 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例えば、法人証明書等）
  - c. 加入自由の定めがあること
    - ・ 設立根拠法の写し等<sup>注1注3</sup>

（改訂平成26・8）

---

<sup>注1</sup> 設立根拠法の写しに代えて、願書の出願人の欄に【法人の法的性質】の欄を設けて、当該設立根拠法の該当条文その他必要な事項を記載することができる（商施規様式第3の2 備考2）。

<sup>注2</sup> 外国法人の設立目的等の確認に当たっては、外国と我が国との間に制度上の相違があり得ることから、設立根拠法に準じる法令、通達、判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能である。これらの公的機関が定めた文書が当該国の制度上存在しない場合には、出願人に対し、定款（法人の目的、組織、活動等に関する根本規則）の提出を求める。

<sup>注3</sup> 外国法人の加入自由の定めの有無の確認に当たっては、外国と我が国との間に制度上の相違があり得ることから、設立根拠法に準じる法令、通達、判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能である。